

産業建設常任委員会会議録

令和 2 年 3 月 2 日

宮 古 市 議 会

令和2年3月宮古市議会 産業建設常任委員会会議録目次

(3月2日)

議事日程	1
出席委員	2
欠席委員	2
説明のための出席者	2
議会事務局出席者	2
開 会	3
付託事件審査(1)	3
付託事件審査(2)	11
付託事件審査(3)	15
付託事件審査(4)	17
付託事件審査(5)	19

宮古市議会産業建設常任委員会会議録

日 時 令和2年3月2日（月曜日） 午前9時55分
場 所 議事堂 委員会室



事 件

[付託事件審査]

- (1) 議案第50号 市営住宅の家賃に係る権利を放棄することに関し議決を求めることについて
- (2) 議案第45号 地方卸売市場宮古市魚市場業務条例
- (3) 議案第48号 日出島地区養殖場災害復旧（元災暫第1号）工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて
- (4) 議案第52号 公の施設の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて（グリーンピア三陸みやこ）
- (5) 議案第44号 宮古市工場設置奨励条例の一部を改正する条例

出席委員（7名）

佐々木重勝	委員長	藤原光昭	副委員長
小島直也	委員	佐々木清明	委員
伊藤清	委員	高橋秀正	委員
落合久三	委員		

欠席委員（なし）

説明のための出席者

付託事件審査（1）

都市整備部長	藤島裕久君	建築住宅課長	菅野和巳君
公営住宅係長	野頭正樹君	主査	岩田直司君

付託事件審査（2）

産業振興部長	菊池廣君	水産課長	佐々木勝利君
水産振興係長	中野昇二君	主任	久保田和雄君

付託事件審査（3）

産業振興部長	菊池廣君	水産課長	佐々木勝利君
契約検査課長	山崎忠弘君	漁港係長	竹花浩満君
契約検査係長	佐々木良幸君		

付託事件審査（4）

産業振興部長	菊池廣君	観光課長	三田地環君
もてなし観光係長	松浦宏隆君	主任	水車淳子君

付託事件審査（5）

産業振興部長	菊池廣君	産業支援センター所長	下島野悟君
産業支援係長	中村尚道君		

議会事務局出席者

事務局長	菊地俊二	主任	佐々木健太
------	------	----	-------

開 会

午前9時55分 開会

○委員長（佐々木重勝君） はい、皆さん、おはようございます。全員お揃いのようなので少々早いですが、進行いたしたいと思います。よろしいでしょうか。はい。それでは進めさせていただきます。ただいままでの出席は7名であります。定足数に達しておりますので、これから、産業建設常任委員会を開会いたします。本日の案件は、付託事件審査5件、説明事項2件となっております。議事進行にご協力をよろしくお願い申し上げます。それでは本委員会に付託された議案の審査を行います。

○

付託事件審査（1） 議案第50号 市営住宅の家賃に係る権利を放棄することに関し議決を求めることについて

○委員長（佐々木重勝君） 議案の提案理由につきましては、本会議で説明で済みでありますので、省略いたします。初めに、議案第50号市営住宅の家賃にかかわる権利を放棄することに関し議決を求めることについてを議題といたします。本件については、事前に担当課より資料による補足の申し出がありました。これを許可して、お手元に配付しております。配付しております資料に沿って建築住宅課長より、議案の補足説明依頼がありましたので、これを許可いたしたいと思います。はい、菅野建築住宅課長。

○建築住宅課長（菅野和巳君） はい、おはようございます。建築住宅課でございます。よろしくお願いいたします。議案第50号、市営住宅の家賃に係る権利を放棄することに関し議決を求めることについて、お手元にお配りをさせていただきました資料によりご説明をいたします。趣旨でございます。市営住宅に入居していた者が死亡し、連帯保証人や相続人が死亡または相続放棄したことにより、徴収することが不能となった市営住宅、市営住宅家賃について、権利を放棄しようとするものでございます。権利を放棄しようとする額は340万6,870円でございます。対象者、金額、放棄理由等についてご説明をいたします。お二方のうち、まずお一方の方ですが、高齢単身女性の方でございます。八木沢団地に居住をしておられまして現在、死亡なさっているという状況でございます。滞納額は108万5,670円。滞納期間は平成13年度から平成30年度までの間で延べ72カ月分でございます。主な滞納原因は多重債務となっております。権利放棄の理由等の状況でございます。こちらの方は夫と離婚いたしまして生活保護を受給し、市営住宅に居住をしておられました。子どもの成長後に生活保護が廃止となり、家賃の滞納額がかさんだ状況でございます。平成11年に即決和解をし、分納誓約をいたしましたが、それでも、その後も断続的に滞納が継続していた状況でございます。平成30年12月に死亡いたしました。そして、こちらの子どものさん3人全員が相続放棄をし、かつ連帯保証人も死亡しているという状況でございます。このような状況であり、債務を負う者がいないという状況となっております。次に、お二方目でございます。こちらが高齢の単身女性の方で八木沢団地に居住をしておられました。現在は死亡なさっておられます。滞納額は232万1,200円でございます。滞納の年度は平成18年度から30年度の間で延べ151カ月でございます。主な滞納の原因は生活困窮でございます。こちらの方は婚姻歴及び子どもがない方でございます。平成5年から市営住宅に入居をしておられましたが、その後、認知症になり市営住宅に住民票を置きながら施設に入所していた状況でございます。その後、平成28年10月に死亡なさって、兄弟等の法定相続人、連帯保証人もすでに死亡をしているという状況でございます。この間、連絡先であっためい御さんなどに債務の処理を相談しておりましたが、こちらのめい御さんにおいても生活に余裕がなく債務を負担をする意思、状況ではないということでございます。このような状況で債務を負う者がいないものでございます。滞納額の合計はこちらで340万6,870円でございます。資料めくっていただきまして、4のほうにおきましてはですね、こちらに宮古市営住宅家賃等滞納整理事務処理要綱についてお示しを

いたしました。該当項目の部分を書き直しをいたしました。第15条の3項でございます。こちらの1号2号、(1)と(2)のところですね。こちらが本議案の対象者に適用をされるものでございます。お1人目の方が2号の条項に該当すると。そして2人目の方が1号の条項に該当するという状況でございます。そして、なお参考といたしまして、市営住宅の滞納額の状況をお示しをしておりました。ご確認をお願いいたします。以上が本議案、提案に当たっての債務者の状況でございます。ご審議をいただきますようよろしくお願いいたします。

○委員長(佐々木重勝君) はい。説明が終わりました。それでは質疑のある方は挙手をお願いいたします。はい、小島委員。

○委員(小島直也君) おはようございます。2人目の対象者の件でちょっと詳しくお聞きしたいんですけども、認知症により住宅に住民票を置きながら施設に入所していた。その間も、市営住宅の家賃はどんどんかさむわけですね。そういう方ややっぱり何人か私もわかってるんですけども、その際に市営住宅をもう空っぽにして明け渡すなんていう方法はあまり講じないわけでしょうか。

○委員長(佐々木重勝君) はい、菅野建築住宅課長。

○建築住宅課長(菅野和巳君) はい。ご指摘のとおりですね、本来であれば住んでいただかないわけにはいかない。住んでくださいよ、というのが市営住宅でございます。こちらの方もですね、施設に入った時点でご家族の方ちょっといらっしやいませんで、ご親族の方なんかを通じてですね、部屋のほうはいかがでしょうか、というお話をずっとしてきてはいたんですけども、やはり旦那さんもお子さんもいらっしやらないと。ご親族の方がいらっしやるんですけども、さすがに家の始末までには手が出せないという状況でずっとそのまま亡くなるまで様子を見ていたというのは言い方は悪いんですけども、相談をしてただけでも、結果に結びつかなかったという状況でございました。

○委員長(佐々木重勝君) はい。小島委員。

○委員(小島直也君) 西ヶ丘の市営住宅のある部屋でもやっぱり入院されてる方で多分退院されないんじゃないかなってケースの場合も、3年も5年も、10年もっていうくらいそのまま部屋が使われてる、誰も住まない状態で使われている場合があったもんですから、何かこう改善点がこれから模索していただければと思います。施設に入って入院して、退院できないような病状であっても、滞納にならないで払ってる場合ももちろんあるんですね。どなたか責任者の方がね。はい。何か改善点があればと思いますけど、何かありますでしょうか。

○委員長(佐々木重勝君) はい、菅野建築住宅課長。

○建築住宅課長(菅野和巳君) 改善点というお話でございますが、正直申し上げて私どももなかなか対処しづらくて困っているという状況でございます。やはり病院であれ、お住まいのところから施設なり病院に入所、入院なさった方、明確に戻る予定がないよという話であれば割と動きやすくなると思うんですけども、やはり長期化したときに、戻ってこられるのか戻ってこられないのかというのはなかなか先が見えない部分でもあると思います。高齢の方がもし入院から戻ってこられますよっていう話になったときに、今度はやはり住宅がなくなっていると、じゃどこに戻るんだろうという話もある場合もあるかと思えます。いろんな状況を考えますと、当然保証人の方とかご家族の方、親族の方と相談しながら、1番いい形をとりたいとは思っております。大体ご相談の方があれば、いろいろ場合によっては戻る予定があるので家賃を払いながらという形で継続している方もあれば、あるいは1回実家のほうに引き上げますよなんていう方もいらっしやったりはすると思うんですが、

それでも相談する先があれば、まだ何とか家賃を納めてもらったりしながら運用することができるんですけども、こちらの方のようにちょっとご家族もいらっしやらない、保証人もいないというような状況になってくると、正直ちょっと今回のようなケースになってしまうというのがまれにあるかは考えております。何か対応があると言われると、申しわけございません。今の状況ではちょっとなんとも状況を見ながらとしかお答えできない状況でございます。

○委員長（佐々木重勝君） はい。小島さんいいですか。はい、それでは藤原委員。

○委員（藤原光昭君） はい、今説明をいただいて、この中で若干ちょっとお聞きしたいんですが、生活保護を受けて、子どもさんが大きくなったので、生活保護が廃止になった。その後11年に即決和解してるということがここに説明されてるわけですが、これ11年に即決和解して分納契約したが断続的に滞納が続いてきたと。この中身は当然子どもさんにそのお話をして、滞納しないように納めてもらう話だったと思うんですが、そこで30年に子どもさんたちが全員相続放棄をしたということは11年当時は相続放棄をされていなかったために、その経過をとってきたと思うんですが、何で死亡してから、あえて相続放棄という手続をしたのかなというのがちょっと理解できないんですが、そこら辺をちょっと詳しく教えていただきたい。

○委員長（佐々木重勝君） 菅野建築住宅課長。

○建築住宅課長（菅野和巳君） はい、こちらの状況でございます。亡くなったのが平成30年でございます。子どもさんたちが大きくなった時点でですね、当然生活保護の方の扶助費、その分は子どもさんたちの部分はなくまっているという状況ですし、あとは成長すれば子どもさんたち、実は宮古に残らずにですね、外の方に出てっておられる状況でございます。滞納家賃がございましたので、当然そのままお住まいになってるこちらの女性の方、こちらの方に対して納めてくださいねという働きかけをしてございました。ただ実際に名義人はこちらの入居者の方ですので、子どもさんたちは確かにお母さんを助けるという義務はあるとは思いますが、市営住宅の担当としては直接子どもさんたちのほうに滞納の請求をするという取り扱いではございませんでした。その間ずっと亡くなるまでの間は入居してるご本人さん、女性の方にご相談をしながら少しずつでも納めていただくようにという指導してございましたが、30年の12月になくなった。この後、相続人が当然このお子さん、こちらは3人いらっしやいますのでお子さんたちに相続が発生いたします。よって亡くなった後に、相続人であるお子さんたちにお声をかけて相談をして払っていただいけませんかね、というお話をしたんですけども、その亡くなった時点で相続権が発生して、そしてこの子どもさんたちは実は弁護士さんのほうに相談をいたしまして、債務は負えないという形で相続放棄の手続をしたことから、子どもさんはいるんだけど相続人がいませんという状況になってございました。よって今回の議案でございます。

○委員長（佐々木重勝君） 藤原委員。

○委員（藤原光昭君） はい。それで連帯保証人も死亡しているという点ですが、連帯保証人さんは、死亡は既に滞納家賃がもう払えなくて、この状態の中ではもう保証人はまだ生きていたんだっただろうなという推測をするんですが、その間の連帯保証人との関係はどのようなことでしょうか。

○委員長（佐々木重勝君） はい、菅野建築住宅課長。

○建築住宅課長（菅野和巳君） 連帯保証人さんなんですけれども、こちらの方は平成22年に亡くなっておられます。直接連帯保証人さんのほうに払ってくださいよというお話まではしてはおりないんですけども、やはり滞納がある状況で、ご相談をしたりとかという状況がございました。

○委員長（佐々木重勝君） はい、藤原委員。

○委員（藤原光昭君）　そういうときに、連帯保証人というのは、どういう対応をするんですか。払えないから連帯保証人がついてるわけなんです、それはもう簡単に使用料を納めれないという状況の中で最終的になれば連帯保証人に責任があるわけですが、そこら辺のいろいろ話し合い等はもう簡単に済むものですか。

○委員長（佐々木重勝君）　はい、菅野建築住宅課長。

○建築住宅課長（菅野和巳君）　入居する際に連帯保証人さんをつけていただいと。そして滞納等々が発生してきまして、こちらの連帯保証人さんのほうに一緒にご相談をしながら債務の解消について進めていくという流れではございますけれども、いろんな方いらっしゃる状況の中で、最初に滞納等が出たころにはですね、最初の段階でまず、うちのほうからは入居者の方に滞納が積み上がってきたんで、どうにかなりませんか。このままだと連帯保証人さんに連絡しねえばあねんだがねえと話をすると、割と多くの方がそれはまずいなという形で積極的に少し納めてくれるというのが、ごくごく一般的な状況でございます。そして、それがなかなかきかない方ですと、結局は生活困窮であったり多重債務というような方が結構多いんですけども、連帯保証人さんには連絡されたくないだけどもどうしても払えないというような方が実際に残ります。そういう方の場合ですと、連帯保証人さんのほうにやっぱり連絡をとって、今度は連帯保証人さんのほうから今度払うように働きかけてくれませんかというお願いをいたします。それがさらにどうしても効力が出てこないとなると今度連帯保証人さんのほうで払ってくれませんかというお話をしたりはします。それで連帯保証人さんのほうで負担してくれる方もございます。中には息子の連帯保証人になってるんでっていうような親御さんだったりすると、すいませんねうちの息子が、なんて言って払ってくれるというパターンもございます。ただ、連帯保証人にもいろいろありまして、親族の方もあれば、本当に名前だけっていうような方もあったりして、中にはちょっと払えないだよってっていうような話になったりとか、払う気はあるんだけどうちもなかなかそういう状況ではなくてっていう状況もございます。このことから、どうしてもやっぱり負担してもらおうと思うと、この先がちょっと裁判の可能性も考えなきゃいけないかとは思んですけども、今現在ちょっと保証人の方を対象に裁判までというのをちょっと検討したことはございませんので、今の段階では保証人さんにとにかくお願いをして働きかけをして何とかおさまるようにお手伝いをしてもらう、相談に乗ってもらうというのが主な取り扱いとなつてございました。

○委員長（佐々木重勝君）　はい。そのほかどなたがいませんか、落合委員。

○委員（落合久三君）　最初の方のやつで幾つかちょっとわからないので最初確認のために聞きますが、本来であれば、生活保護を受給していた方なので、建築住宅の方がそういうの福祉関係も全部連携とれて事情をわかっているために、きょうは福祉の担当者は来ていないものと理解して聞きますが、この方は、生活保護を受給していた人だというのはこの文章でわかったんですが、そうなればですね、ちょっとこう幾つかよくわからないのがあります。最初に、この方はそもそも市営住宅に入居したのは何年です。

○委員長（佐々木重勝君）　はい、菅野建築住宅課長。

○建築住宅課長（菅野和巳君）　こちらの方は昭和52年に入居してございました。少しご説明いたします。昭和52年2月に入居なさって、その後、昭和53年7月に離婚をしておられます。

○委員長（佐々木重勝君）　落合委員。

○委員（落合久三君）　そこで、昭和52年というともうかなり古い方なわけですね。その方が滞納年度を見ますと、括弧の放棄年度になっていて平成13年からというふうには記載されていて、平成13年から30年までの間の延べ72カ月、それは単純ではないわけですね、払っている期間も相当あるっていうふうにももちろん理解する

わけですが、それが今後の関係もあるんだと思います。そこで次の質問はですね。生活保護が廃止になったのはいつです。

○委員長（佐々木重勝君） はい、岩田主査。

○主査（岩田直司君） 詳細な資料は持ち合わせておりませんが、生活保護が廃止になったのは、平成11年のころだったというふうに思っております。ちなみにですね、先ほど連帯保証人の話があったんですけども、この方は入居されるときには、旦那さんと一緒に入居していますので、旦那さんのほうの知り合いの方が連帯保証人になっておりました。そして、この方が離婚した後に旦那さんは出て行ったんですけども、その後も、入居承継をするときに保証人をつけてくださいねという話はしたようなんですけれども、この方が見つけることができなくて、実質上保証人は旦那の保証をした人がずっと保証人という形で現実的には入居承継をしましたので、連帯保証の部分では、請求できなかったというのが実情でございます。また、落合議員さんのほうから昔の分は払ってたんだねっていう話があったんですけども。これは子どもさんたちが大きくなって結婚前にお母さんに仕送りをしてきてたんです。それで、この方も住宅のほう払えたんですけども、やはりそれぞれが家庭を持ち始めてからなかなかお母さんのほうまで仕送りが来ないという状況があって、その後この方も高齢でありながら働きもしたんですけども、なかなか追いつかなかったという状況がございまして、13年以降が滞ったと。それまでも遅れて少しずつ払ったんですけど、それ以降がちょっと厳しくなったというのが状況でございます。

○委員長（佐々木重勝君） 落合委員。

○委員（落合久三君） わかりました。それで、そこで冒頭その福祉との連携がとれて建築住宅の人だけが来ているんですねって念押ししたのは、ちょっとこの保護の中身ね。生活保護っていても8種類あるわけですよ。一派ひとからげじゃないので、当然子どもさんが小さいころは、教育扶助も受けていたんじゃないのか、住宅扶助も受けていたんじゃないのか。その間は滞納は発生しないわけですよ。それで、いつから廃止になったんですかって聞いたのはそういう意味だったんですが、平成11年に保護が廃止になったということは、その当時の子どもさんがその時点ごろから社会人になってからだというふうに一般的に理解するんです。今、岩田さんが説明してくれたように、この子どもたちが大きくなって遠くのほうに行き始めて働き始めた。その間仕送りもしてきたというのを聞いてはそういうことだったんだなっていうのがわかったんですが、この生活保護が廃止になったのが11年。ここに書いてある11年に即決和解をした。そして分納の誓約もしたんですが、なかなか思うようでなかった。という経過内容ですが、中身に何か疑義があるとかそういう意味では全くないので、そこは誤解しないで聞いてほしいんですが、滞納の年度、平成13年から以前は基本的に滞納がなかったということですか。

○委員長（佐々木重勝君） 岩田主査。

○主査（岩田直司君） 生活保護受給しているときも滞納はございました。ただ、分納で少しずつ遅れて払っているという状況でございました。非常にこまい話になっちゃうんでこの方のご事情を説明すると、平成11年以降、当時私が担当で家庭訪問をして滞納がまた出てますねというお話をし、それで子どもさんたちも大きくなってこの方については私も生活保護の申請を進めた経緯もございます。ただ、この方は生活保護を申請したくないということで、生活保護を申請しなかった経緯もございました。子どもさんたちの仕送りから頑張るっていう話を当時してた記憶がございましたけれども、そういった事情があったんですけども、最後はこのような滞納が残ってしまうという状況であるということです。

○委員長（佐々木重勝君） 落合委員。

○委員（落合久三君） 岩田さんの答弁で漏れたのが、滞納年度が平成13年度からというふうに記述されているのに対して、私はそれ以前はなかったということでもいいですかと聞いたんですが。

○委員長（佐々木重勝君） はい。菅野建築住宅課長。

○建築住宅課長（菅野和巳君） 生活保護を受けている最中から実際には滞納が積み上がってございましたが、ただ平成13年までの間に少しずつ払ってもらってると。結局過去に積み残してきた滞納部分を少しずつ少しずつ埋めてきていただいたので、13年度分まではある程度、既に払い終えてもらったけれども、13年度以降の分はどうしても手つかずのままずっと滞納額として積み上がってきているという状況でございます。

○建築住宅課長（菅野和巳君） 落合委員。

○委員（落合久三君） 最後にちょっと。私が生活保護の仕組みをちゃんとわかっていないのか。この方は生活保護の受給の中身は住宅扶助も受けていたんだと思うんですよ。住宅扶助も一つの内容として受けている方の場合には、家賃の滞納が発生しないんじゃないかというふうに私は素朴に思うんですが、岩田さんも課長も、受給中も滞納があったってこう言うんでどういう意味でしょう。

○委員長（佐々木重勝君） はい、菅野建築住宅課長。

○建築住宅課長（菅野和巳君） はい、生活保護を受けてらっしゃる方、教育扶助だったり医療扶助だったり住宅扶助だったり、いろいろな項目で扶助を受けておられると思います。実際に生活保護費を受給する方々は基本的には口座の方に振り込みになるかと思えます。当然住宅分を扶助されているので、それを払っていただくのが当然なんですけれども、なかなか払ってもらえなかったと。要はその時点でその方に違う借金があったりとか、支払いがあったりすると、住宅ではなくて違う方にお金回っていくせいで市営住宅の家賃には入ってこないなというケースがございました。そういう方が中にはやはりいらっしゃいます。場合によっては生活保護の担当のほうで受給者の方から同意を得たうえで代理納付をしてもらうという状況も中にはございますけれども、こちらの方はご本人さんのほうに振り込みの上でも払ってくれなかったという状況でございます。

○委員長（佐々木重勝君） 落合委員。

○委員（落合久三君） わかりました。住宅扶助も含めて、例えば月に直せば7万円支給されていたと。7万円が支給されてその中から住宅費、例えば8,000円だとか、そういうのは個人が納めると。それは最初っから天引きになってっていうのではないわけね。私そこがちょっとこれは全国みんなそうですか。

○委員長（佐々木重勝君） 菅野建築住宅課長。

○建築住宅課長（菅野和巳君） やり方によっては、被保護者の同意を得たうえで天引きといたしますか、生活保護の担当者の方が代理で納付をするという制度もございます。ただケースバイケースでございまして、全てが一律に天引きをしたりとかという状況ではないので、状況に合わせてというものでございます。

○委員長（佐々木重勝君） 落合委員。

○委員（落合久三君） 今の答弁で最終的によくわかりました。私が知っている方はそうでない方もいるんで、それはあくまでも被受給者との話し合いの中で、そうしていいですよ、という場合にそうしてることね。それで納得です。それから2人目の方のほうですが、この平成5年に市営住宅に入居して、その後認知症によりこうなると。認知症になって、施設に入居していた。この施設に入居していたのは何年からでしょうか。

○委員長（佐々木重勝君） 菅野建築住宅課長。

○建築住宅課長（菅野和巳君） 平成18年の12月からかと思っております。

○委員長（佐々木重勝君） 落合委員。

○委員（落合久三君） なるほど。それでもう一つ。平成28年10月に亡くなられたわけですが、その間約10年ずーっと施設に居たっていう理解でいいですか。多分そうですね。そうであれば、この方は施設に平成18年の12月ごろから入居して亡くなるまで施設にずっといたようですが、施設の入居費はどうなっていたんですか。

○委員長（佐々木重勝君） 菅野建築住宅課長。

○建築住宅課長（菅野和巳君） 実は施設の入居費がどっから出たかまでは明確にこちらでは確認をしていないんですけども、ただこちら施設のほうに入った際にですね、通帳等がある程度施設に預けながら、通常の管理をしてもらっていたとは聞いております。こちらの方はそれなりに年金なりの収入があったかとは思いますが、いわゆる施設のほうで金銭管理をしていただいて、施設の費用のほうは多分そちらのほうで賄っておられたのではないかと思うんです。ただ、施設の方が家賃の支払いまではしてくれるかどうかという部分と、あと金銭的な余裕があったのかどうかというところについてはちょっと私どものほうでも把握はしてない状況でございます。

○委員長（佐々木重勝君） はい、落合委員。

○委員（落合久三君） 繰り返しになって恐縮ですが、やっぱり福祉との関わりが私はこのケースもすごく重要だったんでないかなと思うんです。一般的に施設に入居して身寄りがない場合にはもちろん通帳その他現金に関するようなものを全部預けますよね。施設の方はそうは言っても個人の財産を管理するわけですから、公的な税金だとか、支払いの発生義務があると、当然役所と福祉とちゃんと連携とるはずなんですよ。ところが、滞納年度見ますと18年からってこうなってるんで、施設に入ってる間どういうふうになったのかなっていう素朴な疑問があるので、ちょっと意地悪く言えばね、施設の方がそういうのを市の担当課と全然連絡もとらないで10年間もほっぽり投げてこないかね、滞納が発生する。一般的に言えば、もちろん課長が今言ったように、預かっている通帳に住宅費を払うだけの余裕がなければいけない。そのこと自体を相談しなきゃないでしょうが、施設と福祉で。そういうのがちょっとわからなかったのをそこを聞いておきたいと思います。

○委員長（佐々木重勝君） 菅野建築住宅課長。

○建築住宅課長（菅野和巳君） はい、こちらの方の場合ですとですね、平成18年に施設に入所してございました。通帳の方は施設にお預けをして管理していただいているという状況と聞いております。この間でですね、うちのほうでもですね、やはり家賃の問題、等々ございました。そして、このままずっと入居なさっているのか、あるいは退去なさるのかという部分も全然見えない。何よりご本人さんが痴ほうという状況でございました。なので、ご家族はいらっしゃらなかったんですけども、つてをたどってたどってご親族という方を探してですね、そちらの方にちょっと相談に乗ったりはしてもらっておりました。それがこちらのほうに書いてございます姪御さんになるんです。今回の亡くなった方は五女の方でこの姪御さんは長女の娘さんにあたる方なんですけれども、こちらの方を通じていろいろご相談をしたりはしておりました。家賃の話ですとか、家財道具のお話なんかもしてはございました。ただやはりご相談には乗っていただくんですけども、金銭も含めた財産の処分等々についてはさすがにこちらの姪御さんもお自身の手に残るといって話だったので、なかなか対処し切れずにご相談をするんですけども、結果にはつながっていなかったという状況でございます。18年から何も動きがなかったんじゃないかと言われるれば、申しわけございません、そのとおりでありますけれども、一応親族の方にはお話をしながら亡くなった後もこの親族の姪御さんにご相談をしたりしながら、どうにかならないかという話はしてまいりましたけれども、やはり姪御さんとするとそこまでは負担し切れないというお話があったもんですから、今回の議案となった状況でございます。

○委員長（佐々木重勝君） 落合委員。

○委員（落合久三君） 決して建築住宅課の皆さんを責めているつもりはこれっぽっちもありません。こういうケースの場合はやっぱり往々にして福祉との連携がどうだったのかっていうのがですね、非常に私は重要だと思ってたんでこういう聞き方をしたんですが、やっぱりこの方は、約10年もね、施設に入居していると通帳は施設のほうでちゃんと管理していると。月々どういう支出が生まれているかっていうのは当然わかっているわけですよ。残高証明まで常に入居している人、親族には伝えるわけでしょう。ただ、残念なことにこの方自身が認知症だったということからね。多分ほかのご親戚だとか、そういう人に連絡するつてもないなっていうようなこともあって、多分その辺が緊密でなくなったのかなというふうに想像できるんで、ぜひこの手の権利放棄しようとする場合には、福祉との絡みがある場合にはそこをきちっと精査をして、今後のやっぱり教訓にしていくと。どういうタイミングで福祉とどういう連携とるかかっていうこともやって1人でもこういう人が余り生まれないようにすべきだという趣旨ですので、ご苦労さんです。終わります。

○委員長（佐々木重勝君） はい、そのほかございませんか。はい。佐々木委員。

○委員（佐々木清明君） 渡された紙の中で2ページのほう下のほうですけれども、滞納額の状況等について、112件ということで30年度。それで令和2年は96件という16件、少なくなってるわけです。当局の努力が見られるということですが、この96件の中の滞納期間が1番長い人で何年なのか、そういう金額的には幾らになっているのか、その1点だけをお聞きします。

○委員長（佐々木重勝君） はい、菅野建築住宅課長。

○建築住宅課長（菅野和巳君） 金額が1番大きい方ですね、440万6,700円という方がございます。ちょっと正確な期間をちょっと持ってきてございませんでしたが、金額としてそのような状況でございます。そのほかにもですね、次の方が429万4,400円という方。あとは300万円台の方が6人いらっしゃいます。

○委員長（佐々木重勝君） そのほかございませんか。なければ一つだけ私も。

○副委員長（藤原光昭君） はい。佐々木委員長。

○委員長（佐々木重勝君） いろいろ皆さんからお聞きしていただいたわけですが連帯保証人の関係でちょっと。そこまで聞くのかと言われるかもしれませんが、役所の債権の保全上の概念というか、確かに、本人亡くなって相続人もなくなる、あるいは放棄ということで、連帯保証人までなくなったということですが、本人並びに連帯保証人は同等だと思うんですよ。返済義務は、連帯保証人が亡くなったまではわかんだけど、連帯保証人の子孫はどうなのかな。民間金融機関でいけばそこにも及ぶんじゃないかなと思って確認の意味で質問です。

○副委員長（藤原光昭君） はい、建築住宅課長。

○建築住宅課長（菅野和巳君） 法的にはおっしゃる面があるかと思います。市の場合ですと、さすがに連帯保証人の相続人を特定して、そこまで求めるということまでは至っていません。法的な意味合いを言えば、あるいは訴訟を起こせば債務を確定することは可能なかもしれないですが、実際のところ連帯保証人さんの中でも、実態とするとご親族ご家族の方から名前だけの方もいらっしゃったりするものですから、そこまで強制的な取り組みに至っていない状況でございます。

○委員長（佐々木重勝君） あくまでも役所の概念っていうことでお聞きしましたんで終わります。皆さんがありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐々木重勝君） はい、ほかになければこれで質疑を終わります。これから議案第50号に対する討論

を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐々木重勝君） はい、討論はないようですので、直ちにお諮りいたします。議案第50号は原案可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐々木重勝君） 異議なしと認めます。よって、議案第50号は原案可決すべきものと決定いたしました。ここで説明員の入れかえを行います。

○

付託事件審査（２） 議案第45号 地方卸売市場宮古市魚市場業務条例

○委員長（佐々木重勝君） それでは議案第45号地方卸売市場宮古市魚市場業務条例を議題といたします。質疑のある方は挙手をお願いいたします。ございませんか。落合委員どうぞ。

○委員（落合久三君） いや、いっぱいあるんでちょっと長くなるとまずいなと思ったんで最後にしようかと思ったんですが、45の9ページのところにこの条例案を出す理由、卸売市場法の改正に伴い市場関係事業者の遵守上事項等を定め云々かんぬんとあるんですが、この卸売市場法の改正2018年だと思うんですが、これができて3回目の改正なんですが、背景っていうかある程度つかまないとやっぱりだめでないかなっていう思いがあるんで、2018年の6月に3度目の改正になった卸売法、端的には何がどう変わったんですか。

○委員長（佐々木重勝君） 佐々木水産課長。

○水産課長（佐々木勝利君） はい、今回の卸売市場法の改正の背景でございますけれども、これまで、生鮮食品等の流通に関しては卸売市場法が規定によって核をなして流通してきたという経過がございますけれども、現在の世の中、いろんな情勢が変わりましてですね。当然、卸売市場を介しての取引は今でも核とはなっておるんですけれども、そのほかにいろんな需要拡大に伴いまして通信販売とか、産直とか、インターネット通販とか、そういう流通の多様化が進んでいるという状況がございます、こうした状況に対応するためにですね、今回卸売市場法の改正を行いまして、いわゆる流通の合理化と取引の適正化を図るということを簡単に言えばそういうものでございます。

○委員長（佐々木重勝君） 落合委員。

○委員（落合久三君） その今課長が言ったところを、私自身もちゃんと踏まえて、それが即、今回の条例改正にどういうふうにあらわれているかというのは、そんな単純ではない、とは思って見っていますが、ただ言えるのは、安倍さんの好きな世界が企業で1番働きやすい社会をつくると。その一つに未来投資会議 議長 安倍首相と、ここが中央卸売市場の改革というものを打ち出してのことで、私の理解ではもう一言で言いますと、今まで中央卸売市場は農林水産大臣が許可すると。認可すると。地方の場合は県がやるというのをですね、今後は、その中央卸売市場を開設するのは民間でもできると。中身はちょっと省略しますが、そういうふうなことの改定に伴って45の9ページの冒頭に、地方卸売市場宮古市魚市場条例は廃止すると。これ今全国一斉に地方卸売市場を開設したところでは多分同じような条例改正の提案がされて審議が行われているというふうに思います。そこで質問ですが、45の2ページ、第6条卸売業者の数は一つとする。一つとするという意味は、端的に言えば宮古の場合は漁協、宮古漁協ね。それ以前はほかの漁協も一緒になってやってたから連合会あったんですが、漁協ということを理解するんですが、これとの関わりで、という理解でいいですね。

○委員長（佐々木重勝君） 佐々木水産課長。

○水産課長（佐々木勝利君） 今現在は卸売業者は宮古漁協に指定しておりますけれども、その前も宮古湾漁業協同組合連合会という組織が一つで卸売業務を行っておりました。落合議員が今おっしゃったとおりの解釈で問題ございません。

○委員（落合久三君） それから45の3ページの第14条買受人、卸売業者から取引に係る承諾を受けて規則の定めるところによって市長が承認をします。今買受人は宮古魚市場で何人ですか。前提になるところすいませんが、確認の意味で。

○委員長（佐々木重勝君） 佐々木水産課長。

○水産課長（佐々木勝利君） 69でございます。

○委員長（佐々木重勝君） 落合委員。

○委員（落合久三君） いつの時点。

○委員長（佐々木重勝君） 佐々木水産課長。

○水産課長（佐々木勝利君） 1月末時点でございます。

○委員長（佐々木重勝君） 落合委員。

○委員（落合久三君） そういうのはちゃんと原課に行って事前に聞けとしゃべられそうなので、そういう質問はもう大体終わり、終わろうと思いますが、順不同でちょっと聞きますが、45の8ページ、最後、附則施行期日、1 この条例は令和2年6月21日から施行するとあるんですが、期限とのかかわりで、ちょっとこれはどうなのかなと思ったのは、ちょっと戻ってください。45の4ページ、市場の宮古の魚市場の開設者は宮古市で卸売業者は宮古市の漁業協同組合であると。第19条に市長は卸売業者から市場施設の使用にかかわる使用料を徴収する。宮古市の場合は1,000分の3.5をこの間いただいていると。今後は、それで得た額に100分の110、要するに消費税。100分の110を乗じて得た額とするというふうになっているんですが、消費税が上がったのは去年の10月からですが、去年の10月以降から今日まで、この規定に基づけば、よそでもみんな消費税を上乗せしてやってるんですが、この使用料は、宮古市に消費税増税分も入ってますか。

○委員長（佐々木重勝君） 佐々木水産課長。

○水産課長（佐々木勝利君） 入っております。

○委員長（佐々木重勝君） 落合委員。

○委員（落合久三君） ということは、施行日は令和2年6月21からとするっていうふうには全体はなっているが、使用料については既に10月分の水揚から1,000分の3.5掛ける100分の110というので10月以降今日まで入っているということね。はい、わかりました。それは確認の意味で聞きました。それから次に45の7ページの第36条、ここは何が書いてあるかといいますと、卸売業者による報告など、卸売業者は市場の毎月の取り扱い高を翌月10日までに市長に報告すると。2、事業報告書を作成して当該事業年度終了後90日以内に市長に提出しなければならない。これは、私もしゃべったこともない、要求したこともないのでなんですが、これはちゃんと守られていると思うんですが、それに間違いはないですか。

○委員長（佐々木重勝君） 佐々木水産課長。

○水産課長（佐々木勝利君） 間違いございません。

○委員長（佐々木重勝君） 落合委員。

○委員（落合久三君） 36条の2項のほうね。事業年度ごとに終了して90日以内に事業報告書を作成し、提出するとなつて、私もちょっと要求したこともないんであれですが、これは、議会にも提出することは当然できると思

うんですが、そうしてほしいと思うんですが、どうですか。

○委員長（佐々木重勝君） 佐々木水産課長。

○水産課長（佐々木勝利君） はい、条例上、市場設置者である市に対しての報告になりますので、議会への報告というのはこの条例の中では盛り込まれてございません。

○委員長（佐々木重勝君） 落合委員。

○委員（落合久三君） 書いてあるのはわかるんですが、請求すれば、議会にも報告をしてほしいと思うんですがどうですかと聞いてます。

○委員長（佐々木重勝君） 佐々木水産課長。

○水産課長（佐々木勝利君） はい、請求いただければ、報告することは可能です。

○委員長（佐々木重勝君） 落合委員。

○委員（落合久三君） もう1点あったのね。はい、40号の3ページ、これ前ページの括弧の12条、第12条のところなんですが、ここは何が書いてあるかといいますと45の2ページの最後にあるように、物品の品質管理の方法について定めているところです。第12条の2、卸売業者は次の事項を定めると。1、品質管理の取扱者の設置及び責務に関する事項品質管理の取扱者って誰のことでしょうか。具体的には。

○委員長（佐々木重勝君） 佐々木水産課長。

○水産課長（佐々木勝利君） 卸売業者になります。具体的に言えば参事さんとかってということになると思うんですけど、卸売業者のことです。

○委員長（佐々木重勝君） 藤原委員。

○副委員長（藤原光昭君） 私もどこがどう変わったのかなということでさっき答弁の中でも流通関係が主なことだと、そのことだったんですが、ここで宮古の場合、流通関係が大きくというがこの条例を変えたと。これは中央の関係からですが法律のね。宮古にとって流通関係で変えることによってどこどこがどう変わった部分は具体的にどこがどういうふうな。

○委員長（佐々木重勝君） 佐々木水産課長。

○水産課長（佐々木勝利君） 先ほど落合議員から質問あったとおり背景はそういう背景がございまして、法律が変わりました。それに伴って地方卸売市場の条例も変えなければならないということだったんですけども、基本的にはですね、現状の市場のルールをそのまま継続すると。大きな混乱が出ないようにするために、現状の市場のルールを堅持すると。その中で必要な整備をこの条例に盛り込んだというところがございます。国とすれば、多様化しているんで、いろんな規制を整理して流通が効率的になるような形ということであってありますけれども、宮古市魚市場におきましては、現行の取引を継続すると。その中で必要な文言だったり、あとは今まで取引が明確にされていなかったルール等を今回の条例に盛り込んで整備したというところで、基本は現行の取引ルールを継続するというものがございます。

○委員長（佐々木重勝君） はい、藤原委員。

○副委員長（藤原光昭君） 今、中央の方がそういうふうに変ったって今思い出したんですが、5年になりますか、中央、今の前の築地市場、ここに意見交換、いろいろした経緯があるわけですが、そのときに言われたのが今ここに変わって来ているのかな。当時、築地市場でそれぞれ業者が言ったのは、これからの時代は仲卸相手にセリをやる時代ではないと。だからやっぱり、日本人のこの胃袋である中央市場からこれからは大手の何というんですか、何だ名前が出てこない。そういうところの取引ね、入札でなくてセリじゃなくて。そういうところ

の、もう関係を重視していかねばならない。これからそう変えていく段階に入ってますと。ただ中央卸売場もセリだけはマグロだけはセリは継続します。あとの分は、そういう今もスーパーでもう骨なしで売のような時代になったから、スーパー向けのほうを重視した関係をやっていきますというのはなされたの今思い出したんですが、やっぱりそういうことでこういうふうに時代とともに通販関係、流通の部分が変わってきているのかなどこのように今そのときの意見交換したときを今思い出したわけですが、それに伴って今さっき落合さんの質問で宮古の場合、買い受け人が69というこの買受人の関係、今も継続ということは今話したんですけども。この通販の関係、いろんな関係でセリ、そういう関係に宮古にはあまりほとんど影響はないという現状ですか。

○委員長（佐々木重勝君） 佐々木水産課長。

○水産課長（佐々木勝利君） はい、この魚市場業務条例、今回設置する予定ですけれども、これによって例えば買受人が大きく減るとか市場が混乱するとかっていうことはまずない。現状の取引ルールを継続するというところで混乱はないというふうに考えております。

○委員長（佐々木重勝君） はい、落合委員。

○委員（落合久三君） 思い出しました。最後の質問ですが、先ほど来、水産課長がこの卸売法の改正に伴ってのことだと。しかし中身については特別何か大きく変わるっていうことはない、したがって混乱もないだろうと。なぜ条例改定本当に必要なかっていう疑問もないわけではないんですが、今課長の藤原委員への答弁で今度の条例改正で何がどう変わったところがあるとすれば、どこですか何なんですかっていう質問だったと思うんですが、そここのところはわかったようでわからなかったんでもう一度簡潔にお願いします。

○委員長（佐々木重勝君） 佐々木水産課長。

○水産課長（佐々木勝利君） はい、まず、今回この業務条例、今までの魚市場条例と市場の規則をまとめて整理したというのがあります。それは卸売市場法の改正に伴ってこのタイミングでやるものですが、卸売市場法の改正の中にですね、取引ルールっていうの何項目かございまして、九つの取引ルールのうち、地方卸売市場に係るルールっていうのが七つございまして、そのうちの五つが共通ルールとして定めなさいよというものでございます。残りの二つは原則廃止、あるいはその今ままで独自ルールとして定めてもいいですよという事でもございましたので、そういうことを取引ルールを明確に条例の中に入れて、整備したというものでございます。ただし、業務の内容取引のルール、今の現行の取引の形っていうのは大きく変わるものではない、継続した形で進められるというものでございます。

○委員長（佐々木重勝君） 落合委員。

○委員（落合久三君） そうしますと、今度の条例改正は従来の条例と従来あった規則をうまく一体化させたものであると中でも取引ルールについては従来九つあると。そのうち地方の卸売市場に関しては七つの項目があって、七つのうち五つは共通してこれほどでもちゃんとしなきゃないと。ということは二つは廃止、もしくは独自にやっていいというふうに答弁されたんですが、従来あった残りの二つ何がなくなったんですか。どういうふうに理解するんですか。残りの七つのうち五つは共通項目だと。残りは廃止もしくは独自につくっていいですよっていう趣旨の答弁だったと思うんですが、対照表がないためにね、ちょっとそういう質問して申しわけないですが、わかりますか。

○委員長（佐々木重勝君） はい。佐々木水産課長。

○水産課長（佐々木勝利君） 先ほど説明したのですね、すいません、訂正いたします。六つの遵守事項で、これは共通ルールとして各つくらなければならないのでちゃんとつくります。それとすいません、残り先ほど二つと言

いましたけれども、三つに訂正します。三つの独自ルールを廃止しても構わなかったんですが、今の取引の中で混乱が起きないようにするために独自ルールとして残して、この条例に整備いたしました。

○委員長（佐々木重勝君） 落合委員。

○委員（落合久三君） 廃止したんじゃないで、残りの三つのをちょっとどこがどうかというのはいいんですが、独自という意味は今までなかったものを新しいものっていうことではないでしょう。そういうふうには読んでも思えなかったんで、あればと思って聞いたんですが。最後に今度の法改正の中で私が1番危惧していたのの一つは漁協ね。卸売人である漁協、生産者から出荷者から魚を預かると。そして市場で買受人に売ると、そういうルールや方向をちゃんと厳格にして、安くて新鮮なものを的確な適切な価格で卸して街中の流通させていくと。卸売業者が売る相手、生産者から受け取って売る相手、買受人これが69者だと、宮古の場合はね。それ以外の人にも要するに第三者にも卸売人は販売することができるように、法律の方はなったんですよ。それは私も夕べちょっとずっと見てたんですが、それについてはそういう記述は全くないし、いいなと思ってその点は安心してみたんですが、その点の受けとめはどういうふうにされておりますか。私はそこが一つの条例の中でどういうふうに表現されるのかっていうのがちょっと意味心配だったんで聞きました。

○委員長（佐々木重勝君） 佐々木水産課長。

○水産課長（佐々木勝利君） 30条です。45の6ページの第30条に規定しているんですけども、原則できないんですけども、買受人の権利を妨げない限りにおいてできるということを定めてございます。

○委員長（佐々木重勝君） 落合委員。

○委員（落合久三君） 買受人の買受けを不当に制限することとならないと認める場合はこの限りではない。これは前の条例にもあった文言ですか。

○委員長（佐々木重勝君） 佐々木水産課長。

○水産課長（佐々木勝利君） これは前の魚市場規則にあったものでございます。今回、条例に明記しました。

○委員長（佐々木重勝君） はい。そのほか質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐々木重勝君） はい、ほかになればこれで質疑を終わります。これから議案第45号に対する討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐々木重勝君） 討論はないようですので、直ちにお諮りいたします。議案第45号は原案可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐々木重勝君） 異議なしと認めます。よって、議案第45号は原案可決すべきものと決定いたしました。説明員の入れかえはありますか。はい。ここで説明員の入れかえをお願いします。

○

付託事件審査（3） 日出島地区養殖場災害復旧（元災暫第1号）工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて

○委員長（佐々木重勝君） はい、よろしいですね。それでは次に、議案第48号、日出島地区養殖場災害復旧元災暫第1号工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。質疑のある方は挙手を願います。ございませんか。はい、落合委員。

○委員（落合久三君） 48の3ページ、図面、平面図、ここに赤いところで復旧延長43.4メートル、これを含めて全体の消波堤の長さが200飛んで3.0メートル。という図面が載っているんですが、一般的に言って災害復旧って言うと現状復帰が原則だと思うんですが、43メートル分をふやすというふうに受けとめたわけですが、これはいわゆる改良復旧と言ってもいいのでは思うんですがそういう理解でまずいいのか。

○委員長（佐々木重勝君） 佐々木水産課長。

○水産課長（佐々木勝利君） はい、今落合議員43.4メートル新たにというような表現でお話ししたと思うんですが、これは既にあったものが被災したので、それを復旧するものでございまして、新たに3カン足すものではございません。3カン被災したので、これを災害復旧で復旧するというものでございます。

○委員長（佐々木重勝君） 落合委員。

○委員（落合久三君） だとすれば、図面にある赤い字で復旧延長で、この延長の意味はどういう意味です。

○委員長（佐々木重勝君） 佐々木水産課長。

○水産課長（佐々木勝利君） はい、まさしく書いてあるとおり、復旧する延長の復旧する長さが43.4メートルありますというものでございます。

○委員長（佐々木重勝君） 菊池産業振興部長。

○産業振興部長（菊池廣君） はい、それを延長するっていう意味じゃなくて、延べの長さが43.4メートルだということで、復旧する長さでございます。先からそこ43.4メートル伸ばすんじゃないで。

○委員（落合久三君） 了解。はい。契約課長も来てますので、震災前まではね。こういう海の仕事、請け負ってきた建設業者が私の理解では大坂建設、コクネ、佐賀組、近藤、長門ってもう一つどっか思い出せないんですが、五つも六つもあったんですよ。今は事実上、高浜に営業所を持っている佐賀組と大坂とそんなものですが、そういう本会議場でね、応札業者は一社だけであったと。落札率が99.95%であったっていう説明があったので、これはもうちょっといい意味で、競争性を発揮させるためには、どうすればいいのかなというところで、こういう海の仕事をやる業者今何者あるのかなっていう思いがあったんで聞きましたが、今何者でしょう。

○水産課長（佐々木勝利君） はい、今回の日出島地区養殖場災害復旧元災暫第1号工事2月12日に入札を行いまして、指名競争入札で行いまして、5者の指名で行っております。1社が応札して、先ほど言ったとおり、99.95%で落札しているという現状でございます。

○委員長（佐々木重勝君） 落合委員。

○委員（落合久三君） 参考までに5者をちょっと教えてください。

○委員長（佐々木重勝君） 佐々木水産課長。

○水産課長（佐々木勝利君） はい、本工事落札いたしました大坂建設株式会社、陸中建設株式会社、株式会社本間組岩手営業所、株式会社佐賀組宮古営業所、株式会社森本組岩手営業所の五つの業者を指名して行いました。

○委員長（佐々木重勝君） はい、そのほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐々木重勝君） はい。ほかになければ、これで質疑を終わります。これから議案第48号に対する討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐々木重勝君） 討論はないようですので、直ちにお諮りいたします。議案第48号は原案可決すべき

ものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐々木重勝君） 異議なしと認めます。よって、議案第48号は原案可決すべきものと決定をいたしました。説明員の入れかえがでございます。

○

付託事件審査（４） 議案第52号 公の施設の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて

（グリーンピア三陸みやこ）

○委員長（佐々木重勝君） はい。それでは次に、議案第52号公の施設の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて（グリーンピア三陸みやこ）でございますが、議題といたしたいと思います。本件については、事前に担当課より資料による補足の申し出があり、これを許可しお手元に配付しておりますので、審査の参考としながら質疑をお願いいたします。質疑のある方は挙手をお願いいたします。資料を見ながらの質疑となりますが、事前に何か持ち合わせておりましたら、質疑をお願いします。ございませんか。なしとの声もありますが、はい、落合委員。

○委員（落合久三君） 指定管理の候補者ですが、これは書いてある、株式会社グリーンピア三陸みやこの1者だけだったわけですか。

○委員長（佐々木重勝君） はい、三田地観光課長。

○観光課長（三田地環君） はい、今回のこの指定管理に関しましては、株式会社グリーンピア三陸みやこ1者でございます。

○委員長（佐々木重勝君） 落合委員。

○委員（落合久三君） はい、この資料の指定管理者候補者調書。3ページ目なのかな。ここの中に審査会及び選定理由が書いてあります。結論的にはその下に提案内容に対する評価が審査点は基準点を上回っておると。選定項目の評価点も全項目で6割を超えているし、管理者としてのノウハウもあるということでのことでなんですが、その上の審査概要のところ質問をしますが、一つ目は住民の平等利用が確保されている、この根拠とこの三陸みやこだったら今後も期待できると。いう評価だったと思うんですが、住民の平等利用が確保されてきたし、今後もそれが期待できるっていうのちょっと中身を説明してください。

○委員長（佐々木重勝君） 三田地観光課長。

○観光課長（三田地環君） はい、指定管理の候補者の選定に当たりましては、株式会社グリーンピア三陸みやこのほうから事業計画書の提出をいただきまして、市役所の指定管理者の運営委員会の中で審査をした経緯がございます。今の落合議員のご質問でございますが、住民の平等利用が図られるという根拠でございますけれども、事業計画書の中で、例えば、スポーツ大会でございますとか、あるいは地域自治会等の利用を図るという部分で事務局長の方にグリーンピアのほうで計画をして提出された経緯がございます。これに基づきまして、今後も、住民の平等利用が図れるという委員会等の中で判断いたしまして、今回の候補者の選定に至ったものでございます。

○委員長（佐々木重勝君） 落合委員。

○委員（落合久三君） スポーツレクリエーション等の振興が大いに期待できるというのが一つの例だということですか。

○委員長（佐々木重勝君） 三田地観光課長。

○観光課長（三田地環君） はい、指定管理に当たりましては、以前ご説明しました利活用計画に基づいて、事業展開することとされてございます。その中で、スポーツレクリエーションのほか、健康増進、あとは地域の利用等々を図ることということで規定をしてございます。これに基づいた事業計画書が提出されまして、それを評価したものでございます。

○委員長（佐々木重勝君） 落合委員。

○委員（落合久三君） 私もあれは決算だったか、多分決算委員会だったと思うんですが、非常に俗っぽくいきますと、市内のホテル旅館業の人たちからもいろんな率直な意見もあると。うまくすみ分けをしてね、お互いに競争して、観光客を誘致しようということとかかわりで、差別化していくとグリーンピアならではのやっぱり業務、どういうところに力点を置いてやるべきかっていうのを単純に民間同士で、グリーンピアとしては他のホテルや旅館とはここが違うよと。いうところをやっぱりそういう意味で差別化してやる必要があるんじゃないのかと。今課長の答弁はそういう意味ではスポーツレクリエーション、それから健康維持のための取り組み、そういうものがこれまでもやられてきたし、今後も期待できるという答弁は、これはこれとして理解をいたしました。二つ目の点は審査概要の（３）のところですが、効率的な施設管理を実現するとともに管理経費の縮減が図られると。この点ではどういうところを三陸みやこの会社の方が出してきた提出物で何が一番そう言えるのかっていう点の中身はどうでしょうか。

○委員長（佐々木重勝君） 三田地観光課長。

○観光課長（三田地環君） 管理経費の縮減につきましては、確かにこの施設老朽化が進んでおりますが、組織体制の中で、昔から勤めている職員もございます。そういう部分で、施設のほうに熟知しているという部分で自前のほうで適宜対応できるという部分、そういう意味からも、施設の修繕等々について、効率的な対応ができるというところでございます。

○委員長（佐々木重勝君） 落合委員。

○委員（落合久三君） 事細かい貸借対照、損益計算等を全部つまびらかに見てはいないので、一般的になるかとは思いますが、一つの経費縮減っていう視点で見たときにね、電源、燃料、館内をにエネルギーお湯とかそういうものを供給する熱源、燃料、それから何人かの議員からも検討すべき課題ではないかっていう点で、例えば太陽光をあそこにもっとこのグリーンピアの施設内だけに供給するっていうだけでもね。売電するとかっていうとこまで仮にいかなくても、できるだけそういうものも、もちろん設備投資はかかるんですが、そういうことも含めてやった場合にどういう縮減効果、ランニングコストとそれから資本的収益っていうもうちょっと長期の投資するのがこのぐらいでそれがいつどのぐらいで回収できるのかっていうことも含めたね。そういうことも検討する必要があるんでないかという意見がこの間出されてきたと思うんですが、熱源の問題では特に何かありますか。

○委員長（佐々木重勝君） 三田地観光課長。はい、グリーンピアの今の主な燃料につきましては重油と認識をしてございます。ただし、グリーンピアの中に現在太陽光発電の設備の3カ所ございます。それをもって燃料費の節減等を図っているところでございます。

○委員長（佐々木重勝君） 落合委員。

○委員（落合久三君） あと水道の点では何か改善点等はないですか。

○観光課長（三田地環君） 三田地観光課長。

○観光課長（三田地環君） はい、グリーンピアの水道につきましては、今は摂待地区の取水場のほうから水を

引っ張ってきて利用している経緯がございます。これにつきましてはちょっと昨年度の台風19号で被災をした経緯がございますけれども、これにつきましては、応急復旧を進めまして、それをもって使用しているという部分ではございます。

○委員長（佐々木重勝君） 落合委員。

○委員（落合久三君） 摂待の貯水のほうから結構な距離なんですよ。これは地元の関係者も議員も含めて、もうちょっとこれ金のかかる話ではあるんですが、去年の台風19号のときもあっちがこうどっか傷むと途端に、グリーンピアにも水が来なくなると。そういうのは今後も懸念される内容だと私は理解するんですが、これは管理者というよりもやっぱり所有者である宮古市がね、考えなければならぬ一つでないかなと思ってずっといるんですが、これについての検討は今後されていくものですか。またそういう予定はあるのかなのか。その点はどうでしょう。

○委員長（佐々木重勝君） 三田地観光課長。

○観光課長（三田地環君） はい、今田老地区に設置されております上水道でございますが、やはりその管の口径でございますとか、水道圧の関係でなかなか今現状グリーンピアまで持ってくるのが難しい状況と伺っております。ただ、今落合委員が申されましたような、今回の台風の被害等々、そういう部分を考えますと、今後、将来的には検討していかなければならないという部分であろうかと思っております。

○委員長（佐々木重勝君） はい、小島委員。

○委員（小島直也君） はい、施設について伺います。聞きたいのは、雇用の現状と寄宿舎男子寮、女子寮が昔から建ってるわけですけどもその利用状況、現在はどうなってるか。教えてください。

○委員長（佐々木重勝君） 三田地観光課長。

○観光課長（三田地環君） はい、まず寄宿舎の利用につきましては、今現在はないと伺っております。また、雇用の状況でございますが、すいません、12月31日、昨年現在でございますけども、48名全社員中、45名は宮古市内からの雇用となっている状況でございます。

○委員長（佐々木重勝君） はい、ほかにもございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐々木重勝君） はい、ほかになければこれで質疑を終わります。これから議案第52号に対する討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐々木重勝君） 討論はないようですので、直ちにお諮りいたします。議案第52号は原案可決すべきものと決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐々木重勝君） 異議なしと認めます。よって、議案第52号は原案可決すべきものと決定をいたしました。説明員の入れかえとなります。

○

付託事件審査（5） 議案第44号 宮古市工場設置奨励条例の一部を改正する条例

○委員長（佐々木重勝君） それでは次に、議案第44号宮古市工場設置奨励条例の一部を改正する条例を議題といたします。次のある方は挙手をお願いいたします。どなたかございませんか。落合委員。

○委員（落合久三君） 44の4ページ、ここに別表括弧第二条関係、その上に附則の次に次の別表加える。こう

書いてあります。これ工場の工場立地設置奨励これ大分前からですね、私も昔で言えば経済常任委員会のときから、もうこの国の示している中身、それを具体化した条例では、例えばホテルを経営してる人が設備投資してこうやってやっていきたいと思っても最初から対象にならないと、端的に言えば製造業しか対象にしないと。それから、新規従業員を10人、ちょっと数字は忘れましたが、10人だったか30人だか忘れましたが、そのぐらい雇う、もしくは増員するにはこうだとかってね、非常にハードルが高いのと、対象業種が非常に狭められていると。役に立たないということで改善を国に求めるべきだっと思ってきてきたのが少し改善となったのかなというふうな思いで別表を見ているんですが、そこで聞くんですが、この農業林業のうち、耕種農業、これを私なかなかこら辺が疎いんですが、ここの括弧して施設園芸及び植物工場に限ると耕種農業の中身と限るっていうのの意味、ちょっと説明をお願いします。

○委員長（佐々木重勝君） はい、下島野産業支援センター所長。

○産業支援センター所長（下島野悟君） ご説明いたします。耕種農業につきましては、主として野菜類の栽培ということになります。それで施設園芸でございますので、一般的なハウスを利用して栽培することになります。それで農作物の栽培ということとプラスしまして、ここには産業分類上で、茸類も入ることになっております。

○委員長（佐々木重勝君） 落合委員。

○委員（落合久三君） それから漁業のうち、水産養殖業、今、昨年からは海面、陸上やっていますが、この水産養殖業、これも今度追加になると。ここで言う水産養殖業っていうのは具体的にはどういうことでしょうか。

○委員長（佐々木重勝君） 下島野産業支援センター所長。

○産業支援センター所長（下島野悟君） はい、水産関係の海面養殖プラスして陸上養殖ということになります。

○委員長（佐々木重勝君） 落合委員。

○委員（落合久三君） 従来のワカメ、昆布、ホタテ、カキは対象ではないといいですか。

○委員長（佐々木重勝君） 下島野産業支援センター所長。

○産業支援センター所長（下島野悟君） はい、一応枠組みの考えとすれば入っておりますけれども、ワカメ、コンブ類の栽培に関しましては、国の補助事業がございますので、そちらのほうをご利用していただきたいというふうに考えております。基本的にワカメ、コンブ以外の魚類の養殖というふうなのを基本的に考えております。

○委員長（佐々木重勝君） 落合委員。

○委員（落合久三君） よくわかんなかったな。ワカメ、コンブも含まれているが、ワカメ、コンブの場合には別の補助メニューがあるので、という説明でしたが、例えば重茂の漁師さんが例えばイカダを10カ所持っていて、これを増やすと。稼ぐ人も例えば宮古から3人、養殖施設を増やすことに伴って、稼ぐ人を増やすって言えば対象にならないと、それは従来の補助メニューがあるからだっていうふうに理解したんですが、それ間違いはないですか。そういう施設を拡大していく。プラスそれに伴って稼ぐ人を採用することに対する補助メニューでありますか。

○委員長（佐々木重勝君） 下島野産業支援センター所長。

○産業支援センター所長（下島野悟君） はい、国の補助事業があるものは、それを優先的に使っていただきます。それで、先ほど落合委員がおっしゃいました国の事業で雇用条件までプラスアルファしての補助というのは

ないのかなという、現時点ではないのかなというふうに考えております。あくまでも、この立地に関して、工場あるいは設備投資に関しまして、雇用条件人数を加味した上で補助するというのが、この工場等設置条例の中身でございます。

○委員長（佐々木重勝君） 落合委員。

○委員（落合久三君） それから、4段目の電気ガス熱供給水道業のうち、電気業括弧バイオマス発電事業に限ると。これはね、もう非常に限定して追加しているんですが、バイオマス発電以外は、要するにだめっていうことなんだね。例えば水力、風力等で何か事業を起こすっていうときは対象にはならない。確認の意味でお聞きします。

○委員長（佐々木重勝君） 下島野産業支援センター所長。

○産業支援センター所長（下島野悟君） はい、今回の対象事業には入らないことになります。

○委員長（佐々木重勝君） はい、落合委員。

○委員（落合久三君） 冒頭触れたように対象事業を拡大するっていうのをずっと言ってきたこともあるんでこれはこれで対象になって、新たに事業を前に進めようとする、拡大しようとする。そのことを通して雇用の地元での雇用をふやしていくっていう意味ではね、関係者が長年要望してきたことの一つが具体化されたという意味では私は評価をしています。あわせて、雇用がどういうふうにあればどのぐらいの補助があるかっていうのもかなり改善になったなど。新規の場合は10人以上、増設にあつては5人以上だったものが、新設にあつては3人、増設にあつては1人、ここまでハードルを下げたっていうのはね、いいんでないかなと思って受けとめました。以上です。

○委員長（佐々木重勝君） はい。ほかにごいませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐々木重勝君） はい。ほかになければこれで質疑を終わります。これから議案第44号に対する討論を行います。討論はごいませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐々木重勝君） 討論はないようですので、直ちにお諮りいたします。議案第44号は原案可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐々木重勝君） 異議なしと認めます。よって、議案第44号は原案可決すべきものと決定いたしました。以上で当委員会に付託された議案の審査は終了いたしました。お諮りします。3月19日の本会議における委員長報告につきましては、委員長に一任願いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐々木重勝君） 異議なしと認めます。以上で付託事件審査を終わります。

午前11時35分 付託事件審査終了

○

宮古市議会産業建設常任委員会委員長 佐々木重勝